

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：総務局（財産管理課）】

【項目番号】 総 1

- ・ 海田町が県から購入した新庁舎建設予定地(旧海田庁舎)からヒ素が検出され、汚染土壤の除去費用を県と海田町がどういう割合で負担するかの結論が出ていない。県に全額負担することを求める。(海田町)

【現 状】

- ・ 海田町の新庁舎建設等工事に伴う土壤汚染調査は、土壤汚染対策法上、本来、土地の形質変更を行おうとする海田町が行うべきものであるが、東部連続立体交差事業に影響しないよう、海田町庁舎の新築移転を円滑に進めることなどを考慮し、県の役割分担として実施することとした。
- ・ 土壤汚染調査の実施に当たり、県は、海田町の希望に応じて、町議会での位置条例改正案の議決を停止条件とする売買契約と同時に、瑕疵担保責任の範囲を特定有害物質の使用履歴が確認された旧海田保健所（県の人為的活動）に由来する汚染に限定する旨の覚書を締結した。
- ・ 売却後に「隠れた瑕疵」として土壤汚染が判明したことから、法的責任とは別に、売主としての道義的責任の観点から、どのような協力が可能なのかなどについて、現在、海田町と協議を続けている。

【対応方針】

- ・ 今後、売主としてどのような協力が可能なのかなどについて、引き続き海田町と協議しながら検討していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：総務局（経営企画チーム）】

【項目番号】 総2 **重点項目**

- ・ 被服支廠は、被爆の実相だけでなく、軍都広島としての加害の責任も伝える重要な施設として全棟保存を基本にした活用計画とすること。（広島市）

【現 状】

旧広島陸軍被服支廠について、建物の耐震性に関わる新たな知見が得られたことから、改めて建物の損傷や安全性確保に向けた耐震補強工法の再検討等についての概略調査を行ったところ、これまでの「1棟保存、2棟解体」の対応方針案の前提となる建物が示す耐震指標や、安全を確保するために必要な工事費などが、大きく変更される可能性が明らかとなった。

【対応方針】

概略調査を補強し、平成29年度の調査で十分に行われていない詳細な調査を実施することにより、改めて、必要な耐震補強工法と、概算工事費などを明らかにしていく。具体的には、煉瓦建築の専門家等で構成する「建物安全性等検討会議」において、専門家等の意見を聴取しながら、基礎や地盤に関する安全性の確認、建物の耐震診断に関する詳細な構造解析、煉瓦壁の強度試験の追加実施などの調査を行うこととしている。

この調査結果については、年内を目途に取りまとめることとしており、その結果がまとまり次第、県議会へ報告した上で、「1棟保存、2棟解体」の対応方針案を整理した考え方と今回の詳細調査で得られた結果を踏まえ、県議会としっかりと議論して、旧広島陸軍被服支廠の最終的な方向性を整理する。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：環境県民局（自然環境課）】

<p>【項目番号】 環 1</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「県民の森」を早い段階で再開すること。収益的事業とは言え、暖冬傾向、新型コロナなど経営環境はかつてなく厳しくなっている。民間業者に管理委託する場合は、指定管理料の大幅増額など、安定して運営できるように配慮すること。（庄原市）
<p>【現 状】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「県民の森」の指定管理者である(株)比婆の森から、7月31日に裁判所に対し自己破産手続き開始申立を行い、指定管理者を辞退したい旨の申し出があった。・ このため、7月31日付で辞退書を受領し、指定の取消を行うとともに、「県民の森」の施設利用を休止した。（休止期間：8月1日（土）から当面の間） ※登山利用や屋外トイレについては引き続き使用可能
<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県民の森については、経営状況等の検証を進めているところであり、施設の早期再開に向けて、地元庄原市と連携して、対応を検討している。

【担当：環境県民局（産業廃棄物対策課）】

<p>【項目番号】 環 2（産業廃棄物）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 千代田地域本地にある下水汚泥処理施設・千代田テクノからの悪臭に対し、地域住民から「何としても解決してほしい」との強い要望が出ている。しかし町環境管理係に要望しても、県や汚泥発生元の広島市が現地調査しても、解決方法が見出せていない。そのため産業廃棄物処理業者として認可した県に対し、厳しく対応してほしい。（北広島町）
<p>【現 状】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県では、悪臭防止法を所管する町とともに、県厚生環境事務所が事業者へ立入調査を実施し、悪臭防止措置を徹底するよう指導を行っている。・ 町においても、必要に応じて臭気調査の実施を行い、基準超過に対しては改善を図るよう文書指導を行うなど対応を行っている。・ また、汚泥を搬入している下水道事業者と県・町との連絡会議を年1回程度開催し、県及び町から指導状況等を伝えるとともに、汚泥の適正処理などについて情報交換を行っている。・ 事業者は、県、町の指導に基づき、悪臭防止の措置として、処理受託量の削減、汚泥の切り返し作業の徹底、悪臭の発生を抑制する薬剤の散布等の措置を行っている。
<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 町と連携を図りながら、事業者への監視を継続していく。・ 法令違反を確認した場合は、行政指導による改善を求め、必要に応じて、行政処分等により対処していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：環境県民局（産業廃棄物対策課）】

【項目番号】 環3（産業廃棄物） **重点項目**

- ・ 産廃廃棄物事業者の許可申請にあたり、地元町内会「環境保全協定書」の提出を条例に盛り込むこと。
- ・ 本郷町に造られ始めている産廃処分場建設をめぐる、三原市・竹原市を中心に42, 555筆の建設反対署名が提出されたが、今年4月に県は許可を出し、建設が始まっている。住民は現在、「建設差し止めの仮処分」「県の許可申請の取り消し」を求め司法に訴えている。こうした紛争を防ぐためにも、県の条例に「地元との協定書の締結」を義務付ける必要がある。（三原市）

【現 状】

- ・ 施設設置に伴う紛争の予防と調整を目的とし、平成5年に「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱（以下「要綱」）」を定め、設置者に対して、地元に対する事業計画の説明を求める等、設置者と地元との円滑な合意形成に努めてきた。
- ・ また、直近の申請において合意形成が円滑に進まない事例が発生したことを受けて、令和2年4月1日に要綱を改正し、地元への情報提供の充実等について見直しを行ったところである。

【対応方針】

- ・ 引き続き、要綱に基づく指導を通じ、施設設置に伴う紛争の予防と調整を図り、設置者と地元との円滑な合意形成に努めるとともに、許可申請の厳格な審査や設置後の継続的な監視指導を通じ、地域環境の保全と地元の皆様の不安の解消に努めていく。

【担当：環境県民局（産業廃棄物対策課）】

【項目番号】 環4（産業廃棄物）

- ・ 建設残土等の埋立の監視を強化すること。（廿日市市）

【現 状】

- ・ 建設残土等のうち、再生利用がなされない、がれき類等の産業廃棄物については、不適正な処理がなされないよう、併任警察官を配置した不法投棄対策班による監視に加え、陸・海・空からのパトロールの実施、業界団体との不法投棄監視協定の締結などにより、不法投棄の未然防止・早期発見に努めている。

【対応方針】

- ・ 引き続き、不法投棄対策班による監視や関係機関と連携した監視の充実・強化に取り組み、不法投棄の未然防止・早期発見を図っていく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：環境県民局（環境保全課）】

【項目番号】 環5 **重点項目**

- ・ 太陽光・風力発電の施設整備が環境に悪影響を及ぼさないよう、長野県のような条例を制定すること。（廿日市市）

【現 状】

- ・ 太陽光，風力発電については，事業が環境の保全に適正に配慮されるよう，一定規模以上の事業に対して「環境影響評価法」又は「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき，環境影響評価を行い，その結果を事業計画における環境保全措置の内容に反映させることを義務付けている。
- ・ また，太陽光や風力発電の施設設置の許認可権を持つ国においては，事業者が遵守すべき周辺環境への配慮事項についてガイドラインを策定し，防災や環境保全を考慮し施設整備を行うことを努力義務としている。

【対応方針】

- ・ 引続き，環境影響評価制度やガイドラインにより，太陽光や風力発電施設の設置が環境に配慮したものとなるよう，市町や関係住民の意見も聴きながら，必要な対応を実施していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：環境県民局（自然環境課）】

【項目番号】環6

- ・ 帝釈峡の断魚溪付近にトイレが2箇所設置されていたが、撤去されたので、新たに設置して欲しい。（庄原市）

【現 状】

- ・ 断魚溪付近に設置していたトイレ2箇所については、老朽化が進み、使用不能であったことから、平成28年に撤去を行った。
- ・ トイレの配置場所については、利用者のニーズを適切に把握した上で、総合的に判断する必要があることから、利用状況を調査するため、昨年8月に白雲洞と紅葉ヶ瀬トイレに、11月にはマス池付近に利用者計測のカウンターを設置した。しかし、新型コロナウイルスの影響により、十分なデータが取れていないことから、引き続き調査を行っている。

【対応方針】

- ・ 引き続き、調査を継続して行い、調査結果をとりまとめた上で、関係者に意見を伺いながら、今後の対応を検討していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（健康対策課）】

【項目番号】 健1 **重点項目**

- ・ PCR検査を医療・介護・保育・障害福祉・学校など多数の人に接する分野で働く関係者すべてを対象に、定期的な検査を行い、安心して働けるようにすること。（広島市）（廿日市市）

【現 状】

- 医療現場における感染拡大を防止するとともに、感染症の治療や検査に従事されている方々の安心感を確保することを目的として、感染症指定医療機関等の医療従事者へのPCR検査について支援しており、現在48施設のうち4施設で実施されている。
- また、重症化しやすい高齢者や重度の障害者が入所する介護施設等の職員を対象に、11月から検査を開始する予定としている。
- さらに、感染者を広範かつ早期に発見し、入院治療などの措置につなげ、感染の連鎖を遮断するとともに、インフルエンザの流行に伴う検査需要にも対応できるよう、身近な医療機関での唾液によるPCR検査を8月から開始し、県内850を超える医療機関の協力を得て、検査機会の拡充と検査までの時間の短縮を図っている。

【対応方針】

- 検査対象については、本年7月に国の感染症対策分科会で示されたとおり、有症状者のほか、無症状ながら感染者との接触や、周辺地域での流行状況などから感染の可能性がある人など、医学面や感染対策面から必要と思われる方に、積極的にPCR検査を行うこととしており、まずは、医療、介護、障害福祉に従事する方々から優先的に取り組み、その機能を維持していくこととしている。
- 今後とも、県民が暮らしの土台となる安心感を持つことができるよう、検査体制の拡充に戦略的に取り組んでまいりたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（こども家庭課）】

【項目番号】 健2 **重点項目**

- ・ 子どもの医療費助成制度は、一部負担金なしで、入院・通院とも中学校3年まで拡大すること。
- ・ 県HPの市町別の制度一覧表が分かりにくく見つけにくいので、改善すること。

（海田町）（東広島市）（府中町）

【現 状】

（県制度）

- ・ 一部負担金あり（1医療機関当たり入院 500 円（月 14 日）、通院 500 円（月 4 日））
- ・ 対象年齢：入院，通院とも未就学児

市町名	一部負担金	対象年齢	
		入院	通院
海田町	県制度と同じ	中学卒業まで	小3まで
東広島市	県制度と同じ	中学卒業まで	小3まで
府中町	1 医療機関当たり入院 500 円（月 4 日）、通院 500 円（月 4 日） ※非課税世帯の場合なし	中学卒業まで	小6まで

【対応方針】

- ・ 本県の乳幼児医療費助成制度については、子供・子育て支援施策の一つとして、早期受診による乳幼児の健康保持と、子育て家庭の経済的負担の軽減という2つの観点から実施している。
- ・ 各市町においては、子育てや定住促進などの施策の一環として、それぞれの地域の実情に応じて対象年齢等を設定し、実施しているものと認識しているが、一方で、このような年齢の設定は、市町間の競争を誘発するといった面もあると考えている。
- ・ また、一部負担金については、福祉施策全体のバランスの中で、受益と負担の公平性を担保するとともに、安定的かつ持続可能な制度とするため、県においては自己負担をいただいているところである。
- ・ 昨年度策定した「ひろしま子供の未来応援プラン」では、全ての子どもたちが健やかに夢を育むことのできる社会の実現を目指し、乳幼児期の取組と児童虐待の防止対策に特に注力して取り組むこととしており、子供の未来を応援していくためには、医療費の助成制度のみならず、「ひろしま版ネウボラ」の取組や、増加を続ける児童虐待の対応力強化など、総合的に対応していく必要があると考えている。
- ・ 一方で、このように自治体によって子どもたちが受ける医療サービスに差が生じることは適当ではないと考えているため、全国一律の医療費助成制度の創設について、引き続き、積極的に国に働きかけていきたい。
- ・ 県HPについては、わかりやすい表示になるよう、改善していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（こども家庭課・障害者支援課）】

【項目番号】 健3 **重点項目**

- ・ 「ひとり親家庭等医療」「重度心身障害者医療」の一部負担金をなくし、窓口無料にすること（海田町）（東広島市）

【現 状】

「ひとり親家庭等医療」

（県制度）※海田町，東広島市も県制度と同じ

- ・ 一部負担金あり（1医療機関当たり入院 500 円（月 14 日），通院 500 円（月 4 日））
- ・ 現物給付

「重度心身障害者医療」

（県制度）

- ・ 一部負担金あり（1医療機関当たり入院 200 円（月 14 日），通院 200 円（月 4 日））
- ・ 現物給付

（海田町）

- ・ 入院・通院とも無料

（東広島市）

- ・ 身体障害者手帳 1～3級，療育手帳①，A，②
- ・ 一部負担あり
- ・ 現物給付

【対応方針】

- ・ 福祉医療費に係る窓口負担については，福祉施策全体のバランスの中で，受益と負担の公平性を担保するとともに，安定的かつ持続可能な制度とするため，自己負担を設けているところである。
- ・ （本制度の実施主体は市町となるが，）自治体によって医療サービスに差が生じることは適当でないと考えているため，国による医療費助成制度の創設について，引き続き国に働きかけていきたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（国民健康保険課）】

【項目番号】 健4	重点項目
・ 県費を投入しての国保の減免措置をすること。とりわけ18歳以下の子どもの均等割を減額すること。（府中町）	
【現 状】 ・ 国民健康保険の保険料（税）の軽減制度は世帯主の軽減判定所得に応じ、世帯別平等割及び被保険者均等割の2割，5割，7割の割合で軽減される。	
【対応方針】 ○本県では、国民健康保険の県単位化に伴う財政基盤の安定を図るため、毎年約3,400億円（全国）の国保への財政支援の確実な実施や、激変緩和として措置される交付金の長期的な交付、さらに、国民の保険料負担の平準化に向けた財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図るよう、全国知事会等を通じて、機会あるごとに国に対して要望を行ってきたところである。 その結果、低所得者層に対する負担軽減策については、平成26年度から毎年度、保険料の軽減判定所得の基準が見直され、保険料の軽減対象が徐々に拡大されているところである。 ○子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度については、令和3年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望を全国知事会を通じて行ったところであり、本県としては、国の動向を注視しつつ、今後も引き続き、全国知事会等と連携しながら、必要な要望を行ってまいりたい。	

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（医療介護計画課）】

【項目番号】 健5

- ・ コロナ禍で、公立・公的病院の重要性が明らかになった。公立・公設病院の統廃合方針は撤回すること。広島市医師会運営の安芸市民病院も削減の対象だが、存続のために、県に予算措置を求める。（海田町）

【現 状】

《 公立・公設病院の統廃合方針 》

昨年9月、国の「地域医療構想 WG」において、一定の条件下における急性期機能等の診療データ分析から、2025年に向けた具体的対応方針の再検証を求める全国約440の医療機関（本県は14）が公表された。

今年1月に国から都道府県に対して正式要請があったものの、当初、今年秋頃とされた再検証の期限は白紙撤回され、「社会保障審議会医療部会」での議論や地方自治体の意見を踏まえて、改めて整理することとされている。

《 広島市医師会運営の安芸市民病院 》

広島市安芸区に所在し、内科・呼吸器科・循環器科・小児科・外科・リハビリテーション科を標榜する病床数140床（一般80・療養60）の病院。当該地域の救急医療やポストアキュート、緩和ケア、人工透析等のニーズに対応している。

全国100万人以上の構想区域に所在する医療機関のなかで、急性期医療に関する9領域の診療実績の全てが下位33.3%に該当した。

【対応方針】

《 公立・公設病院の統廃合方針 》

地域によって、公立・公的医療機関の果たす役割は異なっており、こうした地域の個別事情を踏まえず、全国一律の基準で評価し、再編統合を推進することは適切ではない。今回の分析だけでは判断しえない診療領域や、地域の実情に関する知見も補いながら、民間の医療機関も含め、各病院が果たすべき役割等を踏まえた医療機能の分化・連携について、地域医療構想調整会議での議論を加速していきたい。

なお、国においても、平時の入院医療体制を想定した「地域医療構想」に関し、新興・再興感染症対応の内容を踏まえた今後の取組について検討を開始したところであり、こうした国の動向を注視しながら、公立・公的医療機関が新型コロナウイルス感染症対策で最後の砦として果たしてきた役割を十分に踏まえた評価・検討を行ってまいりたい。

《 広島市医師会運営の安芸市民病院 》

安芸市民病院では「2025年を見据えた自医療機関の役割」や「領域ごとの医療機能の方向性」、「機能別の病床数」といった各視点で再検証を実施し、現有60床の療養病床を廃止し、介護医療院（40床）と地域包括ケア病床（20床）に転換する具体的対応方針が整理されたところ。

この具体的対応方針については、今年8月18日に開催された「広島圏域地域医療構想調整会議」において合意されており、県としても、地域で議論が尽くされて合意されたこの対応方針を最大限尊重してまいりたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（健康福祉総務課）】

【項目番号】 健6

- ・ 保健所を抜本的に拡充すること。（東広島市）

【現 状】

- 保健所については、厚生環境事務所（西部・西部東・東部・北部）の設置に合わせて、平成 21 年度から県内 4 か所に設置し、支所については広島・呉・福山の 3 か所に設置している。

【対応方針】

- 新型コロナウイルス感染症対策において、保健所は中心的な役割を担っており、今後の感染拡大に備えて、体制強化を図る必要があると考えております。
- 県ではこれまで、保健所の体制を確保するため、
 - ・コールセンターへの窓口業務の委託、
 - ・入院調整を一元的に行うトリアージセンターの設置、
 - ・看護師の配置、
 - ・保健所を経由しない身近な医療機関での唾液による P C R 検査の実施、を開始をいたしまして、保健所の負担軽減を図っているところでございます。また、保健師等の人員を確保するため、
 - ・市町の保健師による応援体制の構築、
 - ・新型コロナウイルス感染者の情報を把握するシステム、いわゆる H E R - S Y S (ハーシス) の入力支援のための人員の配置などの取組も進めてまいりました。
- 県の保健所につきましては、二次保健医療圏ごとに設置する現行の 7 所体制を維持しつつ、今後、更なる体制の強化に向けて、行政経験等を有する保健師を確保するための登録制度の創設や、市町及び全庁の保健師による応援体制を構築するとともに、クラスター発生時に感染予防管理を行う専門家の派遣体制を整備してまいります。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（地域福祉課）】

【項目番号】 健7

特別養護老人ホームを増設すること。（東広島市）

【現 状】

特別養護老人ホームの整備については、保険者である市町が、将来の高齢者人口、要介護認定者数及び介護サービス利用見込量を推計し、介護保険料も勘案しながら整備目標数（必要入所定員数）を介護保険事業計画に定め、公募等により事業者を選定し取り組むものである。

現在、東広島市においては、第8期介護保険事業計画（R3～5）の策定するため、事業者からヒアリングを行うとともに、今後の高齢者人口の推計を基に、整備量の調整を進めている。

【対応方針】

東広島市の第8期介護保険事業計画（R3～5）の策定状況を注視し、整備量の確認を行い、取組を支援してまいりたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（被爆者支援課）】

【項目番号】 健8

- ・ 黒い雨の裁判では、「黒い雨被害者を放射能による健康被害」と認める画期的な判決が出された。黒い雨の降雨地域の拡大を求めてきた県として、この判決を尊重すべきであり、控訴を今からでも取り下げること。（広島市）

【現 状】

- 今回、仮に控訴をせず地裁判決が確定しても、国による基準の見直しがなければ、今後の申請は引き続き現行の基準で審査することになり、他の黒い雨被害者の援護には繋がらない。
- 現行基準の見直しの前提となるのが「黒い雨地域の拡大」であり、県と広島市は、平成20年に実施した調査の報告書をもとに、「黒い雨降雨地域全域を援護対象とするよう」国に要望してきたが、国は、「原爆放射線による健康影響の合理的根拠にならない」として、地域拡大については検討されていない状況が続いている。
- こうした中で、地裁判決への対応を国と協議する過程で、厚生労働大臣から知事・広島市長に、「黒い雨地域の拡大も視野に入れた再検討を行う」との話があった。
- 県としては、原告84名の方々をはじめとする全ての黒い雨被害者を救済・援護するためには、現行基準の見直し、黒い雨降雨地域の拡大が必要不可欠であると考えている。
- こうしたことや、法定受託事務であることなども踏まえて総合的に判断し、今回の判決については国の要請に従い控訴せざるを得ないとの結論に至った。

【対応方針】

- 国が行う「黒い雨地域拡大も視野に入れた再検討」に当たっては、「黒い雨」体験者の高齢化が進んでいることを踏まえ、早急に検討に着手し、黒い雨が降った地域全体を援護対象とするよう、強く国に要請していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（障害者支援課）】

【項目番号】 健9

複数の方から「特別児童扶養手当の支給額が少なくなった」との声が寄せられている。
基準の変更があったのなら、元に戻すこと。（尾道市）

【現 状】

特別児童扶養手当に係る事務は法定受託事務であり、支給額（月額）及び障害程度の認定に係る基準は、いずれも厚生労働省が示している全国一律のものである。

支給額については、物価スライド制の適用による改定のみが行われており、ここ数年で大きな額改定はない。

また、障害程度の認定基準についても、大きな変更はない。

【対応方針】

今後とも、厚生労働省の認定基準等に従い、適切に事務処理を行う。

【担当：健康福祉局（安心保育推進課）】

【項目番号】 健康 10

・ 学童クラブの三密を解消すること。（東広島市）

【現 状】

放課後児童クラブにおいては、児童に対する来所時の手洗い、マスク着用の徹底や、ドアノブや手すりなど、多くの児童が手を触れる場所の1日1回以上の消毒のほか、

- ・ 扉や窓の一部を開放し、定期的な換気を行うとともに【密閉】、
- ・ 児童の間隔について、概ね1メートルの距離の確保【密集】、
- ・ おやつを食べるときは机を向かい合わせにせず、会話を控えさせる【密接】

など、新型コロナウイルス感染防止に努めている。

【対応方針】

現在、放課後児童クラブにおいては、三密とならないよう感染防止に努めていただいているところである。

三密解消のために、例えば換気のために窓を新たに設けることなど、新しい生活様式を踏まえた整備についても、放課後児童クラブの整備（子ども・子育て支援整備交付金）の対象となるため、積極的に活用をしていただきたい。

また、6月補正で予算化した包括支援交付金において、放課後児童クラブ1施設あたり50万円を補助できることとしており、パーテーションを購入するなど、この交付金を活用して子供たちの感染防止に取り組んでいただきたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：商工労働局（県内投資促進課）】

【項目番号】 商 1

- ・ 日鉄の呉からの撤退は経済的影響が大である。中止するよう県内関係自治体にも呼び掛けて、国、企業に働きかけること。（呉市）

【現 状】

- ・ 日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区（旧 日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所）は、呉市のみならず広島県においても大きな存在であり、その閉鎖による地域経済に対する影響は極めて深刻であると認識している。
- ・ 現在、日本製鉄に対しては、存続を含めた合理化計画の見直しを行うなど、地域経済や市民生活に大きな影響を与えないよう、最大限の配慮を要請しているところである。

【対応方針】

- ・ 合理化計画が一定程度見直されたとしても、地域経済に対する影響は避けられないことから、県としては、その影響を最小限にとどめるよう、国や呉市と連携しながら、関係企業や従業員の皆様の意向を確認し、ニーズに応じた雇用対策、関係企業支援等に取り組むこととしている。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：農林水産局（農業技術課）】

【項目番号】 農 1 **重点項目**

- ・ 鳥獣対策のため鳥獣害専門員を配置するなど、対策を強化すること。鳥獣被害が拡大しているため、北広島町農業委員会では、北広島町に対し「専門員の配置」を要望しましたが実現していない。県の責任で配置してほしい。（北広島町）（廿日市市）
- ・ イノシシ、サルなどの農作物被害が多くなってきている。県としてどのような認識に立ち、対応策を検討しているのか。（府中市）

【現 状】

- ・ 県内において、鳥獣被害対策に専門的に従事する非常勤職員を配置している市町は、三原市、三次市、世羅町等がある。
- ・ 県内の農作物被害額について、近年は約 4 億円で横ばい傾向となっているが、鳥獣種類別にみると、市町によっては、増加傾向にあるところもある。

【対応方針】

- ・ 県として、「環境改善」、「侵入防止」、「加害個体の捕獲」による総合的な鳥獣被害防止対策を推進してきたが、今後、更なる農作物被害の低減を図るためには、市町が主体となって集落等の被害や対策の実態を把握し、被害のある集落に対して効果的な対策に取り組むことが重要であると考えている。
- ・ また、県が市町と連携して集落等実態調査を実施しており、集落ごとの被害程度や対策状況を把握することで、課題のある集落や成功事例を抽出して、市町内での成功事例を波及させることを目指している。
- ・ これを推進するため、鳥獣被害対策プログラムを作成した市町に対して、①市町担当者の養成、②集落リーダーの養成、③モデル集落等での活動、④新技術の導入実証、に係る研修会の開催や講師派遣等について、県として支援している。
- ・ 市町の職員は人事異動等を伴うため、継続的に当該事業を行うことにより、担当者の養成に努めてまいる。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：農林水産局（就農支援課）】

【項目番号】 農2 **重点項目**

- ・ 農地の荒廃・農村の衰退は、県土の荒廃をもたらす。小規模、家族農業が続けられる施策を推進すること。（廿日市市）

【現 状】

- ・ 農林業センサスによると、広島県における平成 27 年の販売額 50 万円未満の農業経営体数は全体の 64%で、大半の経営体が兼業農家や高齢農家など「小規模な経営体」である。
- ・ 一方、販売額では、1,000 万円以上の経営体が全体の 70%であり、農業生産額は経営力の高い担い手が多くを担っている。

【対応方針】

- ・ 経営力の高い担い手のみでは、地域や農地の維持は困難であり、来年度からスタートする次期農林水産業アクションプログラムにおいては、担い手を中心となって、小規模な経営体などの多様な主体と連携して生産・保全活動に取り組み、地域を支えていく姿を目指している。
- ・ このため、中山間地域の活性化に向けては、高齢化が進む地域の小規模な経営体と担い手が連携し、集落機能や農地の維持を図るとともに、担い手が不在の地域においては、地域外の担い手の受入れ、後継者のいない経営体については、経営基盤を新規就農者等の担い手に継承する取組など、持続的な地域農業の仕組みづくりを推進していくこととしている。
- ・ また、日本型直接支払制度を活用し、担い手と小規模な経営体などが農地・農業用施設の維持管理や鳥獣被害対策などの地域の共同活動を実施できるよう支援しており、引き続きこうした地域ぐるみの活動を支援していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：農林水産局（森林保全課）】

【項目番号】 農3 重点項目
<ul style="list-style-type: none">・ 治山堰堤の整備が遅れ、そのために災害にあった農地の復旧が遅れている（4.1%）。整備を急ぐこと。（呉市）
【現 状】 <ul style="list-style-type: none">・ 平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲において被害が発生し、災害復旧に向けた測量設計業務や工事発注において、人手不足の影響により入札不調などで遅れが生じ、特に緊急性の高い箇所を実施している災害関連緊急治山事業等については、59箇所のうち、令和2年9月末で完了した箇所が21箇所となっている。（呉市については、災害関連緊急治山事業等6箇所のうち、2箇所が完了となっている。）
【対応方針】 <ul style="list-style-type: none">・ 災害関連緊急治山事業等に引き続き、令和元年度から5年間で実施する治山激甚災害対策特別緊急事業176箇所について、工事発注を進め23箇所が契約済みとなっており、今後も必要な予算を確保し、早期完了に向け計画的に実施していく。・ 呉市については、治山激甚災害対策特別緊急事業49箇所のうち、4箇所が契約済みとなっている。

【担当：農林水産局（森林保全課）】

【項目番号】 農4（土砂災害） 重点項目
<ul style="list-style-type: none">・ 小規模崩壊地復旧事業の予算を増やすこと。（福山市）
【現 状】 <ul style="list-style-type: none">・ 小規模崩壊地復旧事業については、当初予算3億2千4百万円余りに加えて、梅雨前線豪雨等による被災地に対応するために9月補正で、1億3千7百万円余を確保している。・ 福山市については、当初予算で要望のあった34箇所、事業費60,000千円（補助金30,000千円）に対して全箇所を採択している。また、今年の梅雨前線豪雨等により被災した箇所についても9月補正で30,000千円（補助金15,000千円）を確保している。
【対応方針】 <ul style="list-style-type: none">・ 市町の復旧対策が、計画的に進められるよう、必要な所要額の予算確保を行う。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（河川課）】

【項目番号】土1（河川整備）

- ・ 先日、河川課長らと意見交換した際、「災害が多発する今田川を普通河川から県管理河川に指定してほしい」と要望したところ、「県の河川予算は平成10年、11年をピークに3割位に減っている。現在、県が管理する河川は499あり、これ以上増やせない。この20年間、県内では指定河川に格上げされていない」とのことだった。災害が頻発している中、県指定河川や市町管理の普通河川を災害が起きないようにするためにも、予算を大幅に増額してほしい。（北広島町）

【現 状】

- ・ 県が管理する河川については、防災・減災を最も高い優先順位として取り組んでいる。

【対応方針】

- ・ 各管理者が適切な役割分担の下、適切に河川を管理することが重要と考えており、県が管理する河川については、治水事業予算の確保に向けて、国へ要望するなど財源確保に努めていく。

【担当：土木建築局（河川課）】

【項目番号】土2（河川整備） **重点項目**

- ・ 東城町の成羽川（東城川）の水害対策の抜本的取り組みをすること。2018年西日本豪雨での浸水被害144棟（床下99棟、床上45棟）、今年7月には15棟が床下浸水、1棟が一部損壊。繰り返す豪雨災害に住民の不安が高まっている。（庄原市）

【現 状】

- ・ 成羽川で実施している河川改修工事は、五反田橋下流までの区間を令和2年度に部分完成させる予定である。さらに、駅前橋上流までの未整備区間について令和元年度から河道計画の検討を進めている。

【対応方針】

- ・ 引き続き、未整備区間の事業着手に向け、庄原市と連携しながら計画を検討していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（河川課）】

【項目番号】 土3（河川整備）
・ 今年7月14日の豪雨により破損した瀬野川護岸(畑賀川の瀬野川の合流箇所)を早期に復旧すること。(海田町)
【現 状】
・ 当該箇所について国庫負担申請を行い、災害査定により工事費の決定を受けている。
【対応方針】
・ 依然として入札の不調・不落が発生している中、復旧工事に関しては人家に近接した箇所などの県民生活に影響の大きい箇所から優先的に行うこととしており、計画的な執行を図っていく。

【担当：土木建築局（河川課）】

【項目番号】 土4（河川整備） 重点項目
・ 本川の拡幅整備計画(広島県作成)を早期に実施すること。本川の浚渫（河口部は放置状態、県委託事務費に浚渫は入っていない）を実施すること。(竹原市)
【現 状】
・ 当該箇所は「河川内の堆積土等除去計画」の実施箇所ではないが、治水上の影響が大きく、緊急に対策を実施する必要があると判断された際には、浚渫等を実施する。
【対応方針】
・ 本川の河川改修については、賀茂川等の他河川の事業進捗状況や優先度を勘案しながら整備手法や整備時期について今後検討していく。
・ 引き続き、堆積土等除去計画に基づき計画的に河道浚渫を実施していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（河川課）】

【項目番号】 土5（河川整備） 重点項目
<ul style="list-style-type: none">手城川の河川整備を促進すること。引野町5丁目と明神町の境あたりで合流するが、合流部分より下流の手城川の整備計画がない。また、谷池川（タニチガワ）との合流部分までの河川の整備計画が作られていない。河川の流量が増加することは分かっているので、整備計画をつくること。（福山市）
【現 状】 <ul style="list-style-type: none">手城川については、防災・安全交付金による下流域の河道掘削や、国の3カ年緊急対策による中流域の河道拡幅に着手するとともに、令和元年度から大規模特定河川事業による排水機の増設工事（+20m³/s）に着手しており、現在は増設する排水ポンプの製作を進めている。河川改修については、下流から計画することを原則としており、手城川の河川整備計画においても、手城大橋下流地点からJR山陽本線橋梁までの1,650mを改修区間として位置付け、計画流量を安全に流下する断面積を確保することとしている。
【対応方針】 <ul style="list-style-type: none">引き続き、河川整備計画に基づき、福山市と強く連携して総合的な浸水対策に取り組んでいく。

【担当：土木建築局（河川課）】

【項目番号】 土6（河川整備）
<ul style="list-style-type: none">県管理の芦田川水系の河川の整備が遅れている。神辺町の深水川・堂々川は整備計画すらないので、計画をたてて、土砂の浚渫・撤去や樹木伐採をすること。（福山市）
【現 状】 <ul style="list-style-type: none">当該箇所は「河川内の堆積土等除去計画」の実施箇所ではないが、治水上の影響が大きく、緊急に対策を実施する必要があると判断された際には、浚渫等を実施する。
【対応方針】 <ul style="list-style-type: none">来年度以降の次期除去計画については、今年度中に策定することとしており、長期目標や成果目標、投資規模などを踏まえ、市町等の意見も伺いながら検討していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（河川課）】

【項目番号】 土7（河川整備） 重点項目
・ 災害を回避、軽減するために河川の浚渫を進めること。（廿日市市）（東広島市）
【現 状】 ・ 治水上の影響が大きく、緊急に対策を実施する必要があると判断された際には、浚渫等を実施する。
【対応方針】 ・ 来年度以降の次期除去計画については、今年度中に策定することとしており、長期目標や成果目標、投資規模などを踏まえ、市町等の意見も伺いながら検討していく。

【担当：土木建築局（河川課）】

【項目番号】 土8（河川整備）
・ 災害にあった野呂川は現状復旧にとどまっている。護岸のかさ上げを行い、被害が起きないように対策すること。（呉市）
【現 状】 ・ 野呂川については、被災箇所の復旧とともに、治水上の影響が大きく、緊急に対策を実施する必要がある箇所につきましては、河道浚渫を行い河道断面確保に取り組んでいる。 ・ また、今後の具体的な河川整備に関する事項を定める河川整備計画の策定に向けて取組を進めている。
【対応方針】 ・ 引き続き、河川整備計画の策定を進め、早期の事業着手に向けて取り組んでいく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（砂防課）】

【項目番号】 土9（土砂災害）

- ・ 2018年7月の豪雨災害のがけ崩れの対策をすること。人家1戸の復旧工事(竹原市は29カ所)を県で実施してほしい（竹原市）

【現 状】

- ・ 土砂災害が発生した箇所のうち、事業規模や保全対象家屋数などの一定の要件を満たす場合には、国の補助制度を活用し、県において災害関連緊急事業（保全家屋5戸以上等）を、市町において災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（保全家屋2戸以上等）を実施している。
- ・ また、国の補助要件を満たさない箇所においても、一定の要件（保全家屋2戸以上等）を満たす場合には、県が市町に事業費の2分の1を補助する急傾斜地崩壊対策事業補助金を活用し、市町により対策を実施している。
- ・ なお、人家1戸の復旧工事は、土地所有者等により対応をお願いしている。

【対応方針】

- ・ がけ崩れが発生した箇所の対策については、原則として、土地所有者が実施すべきであるが、規模等によっては、費用負担が困難となる恐れがあるため、公共性の観点から事業規模や保全対象家屋などの一定の要件を満たす場合には、県や市町において事業を実施することとしている。
- ・ このため、保全対象家屋が1戸の場合の対応については、従来どおり、土地所有者に対応をお願いする。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（砂防課）】

【項目番号】 土10（土砂災害） 重点項目
<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒区域の土砂崩れ対策をすること。例えば、戸手小学校の北裏の山は警戒区域。戸手小学校は今年度中に建て替え工事に着工しグラウンドの南側に移転工事する。一応、土砂災害警戒区域を加味して改築するので良いが、学校のような公共施設そばの警戒区域の対策を急いで欲しい。（福山市）
【現状】 <ul style="list-style-type: none">土砂災害対策については、「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に沿って、防災拠点や住宅密集地等の保全などにより、効率的・効果的な整備を推進している。
【対応方針】 <ul style="list-style-type: none">現在、次期「ひろしま砂防アクションプラン」策定に向け、今後の土砂災害対策の実施方針を取りまとめたところであり、今後、この方針に沿ってプランを策定し、土砂災害対策を推進する。

【担当：土木建築局（砂防課）】

【項目番号】 土11（土砂災害）
<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒区域へハード対策をすること。（廿日市市）
【現状】 <ul style="list-style-type: none">土砂災害対策については、「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に沿って、防災拠点や住宅密集地等の保全などにより、効率的・効果的な整備を推進している。
【対応方針】 <ul style="list-style-type: none">現在、次期「ひろしま砂防アクションプラン」策定に向け、今後の土砂災害対策の実施方針を取りまとめたところであり、今後、この方針に沿ってプランを策定し土砂災害対策を推進する。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（道路企画課，道路整備課）】

【項目番号】土12（県道整備）

- ・ 県道庄原東城線の中山峠付近の道路改良を促進すること。中国自動車道のう回路として、高速道路での事故時や冬季の高速道不通時には、大型車等が多く通行するが、曲線カーブが続き副次的事故も起き危険。（庄原市）

【現 状】

- ・ 道路事業については、「広島県道路整備計画2016」に基づき事業を実施しており、当該箇所の道路改良については、現計画には位置付けられていない。

【対応方針】

- ・ 今後の財政状況や事業実施区間及び他路線の進捗状況を勘案しながら、整備手法や着手時期について検討していく。

【担当：土木建築局（道路整備課）】

【項目番号】土13（県道整備）

- ・ 県道の通学路（歩行、自転車）になっている道路を点検し、危険箇所は改善すること。（廿日市市）

【現 状】

- ・ 通学路については、市町が策定する通学路交通安全プログラムに基づき、学校、警察、道路管理者で連携して、合同点検の実施している。合同点検で抽出された対策が必要な箇所については、所管毎に対策を実施し、通学路の安全性の向上を図っている。

【対応方針】

- ・ 引き続き、通学路交通安全プログラムに基づき合同点検及び対策を推進し、通学路の交通安全を図っていく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（都市環境整備課）】

【項目番号】 土 14（県道整備） 重点項目
・ 県道府中松永線（通称「南北道路」）がまだ完成していない。あまりにも遅い事業であり、 早期完成を要望する。また、今後の見通しはどうか。（府中市）
【現 状】 ・ 県道府中松永線（都市計画道路栗柄広谷線（府中市栗柄町～広谷町（1.5km））については、府中市栗柄町～高木町（1.3km）の用地買収及び道路改良等の工事を進めているところである。
【対応方針】 ・ 早期完成が図られるよう、引き続き用地買収や工事を実施し、計画的に事業を推進する。

【担当：土木建築局（道路企画課，道路整備課）】

【項目番号】 土 15（県道整備）
・ 県道下石八重線の整備（有間から春木の区間）について、国道 261 号への延伸は地元の 念願であり、北広島町も毎年の内陸協（県内陸部振興対策協議会）において要望してい る。これまでの県の回答では「周辺道路の整備状況や県の財政状況等を踏まえ、事業実 施時期等の検討を行う」となっているが、令和 3 年度からの道路整備計画に含めていた だき、早期の整備を要望する。（北広島町）
【現 状】 ・ 道路事業については、「広島県道路整備計画 2016」に基づき事業を実施しており、当該 箇所の道路改良については、現計画には位置付けられていない。
【対応方針】 ・ 今後の財政状況や事業実施区間及び他路線の進捗状況を勘案しながら、整備手法や着手 時期について検討していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（港湾漁港整備課）】

【項目番号】 土 16

- ・ 「松浜 2 工区」は地元への説明会を開催すること。埋め立て事業を中止すること。
- ・ 県の漁港整備事業として、約 30 年にわたり進められている「松浜地区」埋立は、2 工区に着工しようとしている。20 億円の総事業費で、三原市の負担は 8 億円と聞いているが変更はないか。不要不急の事業であり、中止するべきだ。（三原市）

【現 状】

- ・ 三原市においては、尾道糸崎港松浜地区のみなどの賑わいづくりの方策を検討することを目的として、平成 24 年度に「松浜地区みなとの賑わいづくり推進協議会」を設置するとともに、推進協議会の提言を基に「松浜地区みなとの賑わいづくりプラン」を策定し、県に対して港湾計画の見直しや事業推進の要望を行っている。
- ・ これを受けて、県においては、平成 25 年度に臨海部における防災拠点や賑わいを創出する空間などを位置付けるため港湾計画を変更し、その後に公有水面埋立ての埋立地の用途の変更を行っている。
- ・ 土地利用計画については、三原市が平成 30 年 1 月の三原市議員全員協議会にて説明している。
- ・ 総事業費 20 億円、三原市負担 8 億円で令和 3 年度から現地着手を予定している。

【対応方針】

- ・ 尾道糸崎港周辺は現在、大規模地震対策施設が未整備であり、広島県の臨海部における防災拠点の空白地域となっている。
- ・ そのため、緊急物資の一時保管や臨時ヘリポートとして利用できる広場を整備する埋め立て事業は、防災の観点から必要な事業と考えている。
- ・ 引き続き、2 工区の整備に向けて三原市と連携して取り組んでいく。

【担当：土木建築局（道路整備課）】

【項目番号】 土 17

- ・ 河内町宇山の土砂災害の教訓を生かし、土砂災害などで通行止めになっている県道は、定期的にパトロールをして、危険箇所を直すこと。（東広島市）

【現 状】

- ・ 災害通行止め箇所については、応急措置を行うとともに、バリケードにより通行止めを行っている。また、車両の誤進入が無いようバリケードの状況確認を行っている。
- ・ 早期の通行止め解除のため、速やかな復旧工事の実施に努めている。

【対応方針】

- ・ 引き続き、適切に対応していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（住宅課）】

【項目番号】 土 18

- ・ 障がい者への支援強化のため、県営住宅の改修計画（バリアフリー化）に、アンケートを実施し障がい者の意見を反映すること。（東広島市）

【現 状】

- ・ 県営住宅については、県営住宅再編五箇年計画において、誰もが暮らしやすい住環境の実現を基本理念とし、高齢者、障がい者が安心して暮らせる住宅を提供するため、必要な整備改善を行うこととしている。
- ・ 既存の県営住宅の改修におけるバリアフリー化については、高齢者向け改善として住戸内の段差の解消や手すりの設置等の対策を行う他、敷地内の段差の解消を図っている。
（令和元年度末時点：高齢者向け改善戸数 2,144 戸、県営住宅のバリアフリー化率 32.6%）
- ・ また、県営住宅の建替に際しては、車いす常用の障がい者向け住宅の供給を行うとともに、床段差の解消やエレベーター設置等のバリアフリー化を推進している。
（令和元年度末時点：障がい者向け住戸 74 戸）

【対応方針】

- ・ 引き続き、障がい者が安心して暮らせる住宅を提供するため、入居者のニーズを踏まえた県営住宅の整備改善を行っていく。

【担当：土木建築局（道路整備課）】

【項目番号】 土 19

- ・ 矢多田から上下高校までの国道 432 号に歩道を設置していただきたい。以前、子どもの事故が起きている。長年要望し続けている。（府中市）

【現 状】

- ・ 道路事業については、「広島県道路整備計画 2016」に基づき事業を実施しており、当該箇所の道路改良については、現計画には位置付けられていない。

【対応方針】

- ・ 今後の財政状況や事業実施区間及び他路線の進捗状況を勘案しながら、整備手法や着手時期について検討していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（道路整備課）】

【項目番号】土20

- ・ 県道、国道の草刈り、低木の伐採の回数を増やしていただきたい。支障木の伐採、撤去も行っていただき、交通に支障のないようにしていただきたい。（府中市）

【現 状】

- ・ 草刈については、原則、年1回実施しており、平成26年度から交通の多い国道や通学路、さらに、おもてなしの観点から観光周遊ルートなどにおいては、年2回に草刈頻度を見直している。
- ・ 低木については、年1回剪定を行い、交通上の視距不良等があれば適宜対応している。
- ・ 支障木について、速やかに伐採を行っている。

【対応方針】

- ・ 引き続き、安全・安心で快適な道路空間の確保に努めていく。

【担当：土木建築局（道路整備課）】

【項目番号】土21

- ・ 道路の停止線、センターライン等の消えかかったラインを早期に改善すること。（廿日市市）（福山市）
- ・ 県道、国道のセンターラインや横断歩道の線、停止線などの道路標示が消えていて大変危険な状態にある（下河辺駅前の踏切停止線など）。また、路面も傷みが目立ち、歩行にも危険な箇所がある。対処していただきたい。（府中市）
- ・ 信号機の新設や白線、法面の草刈など県民の安心な日常生活を保障する維持管理予算を拡充すること。（広島市）→広島市の管轄

【現 状】

- ・ 道路管理者が所管する区画線や路面の損傷については、現状を把握した上で、適宜修繕等の対応を行っている。

【対応方針】

- ・ 区画線と路面の損傷の改善について、引き続き適切に対応していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：土木建築局（道路整備課）】

【項目番号】土22

- ・ 国道182号 東城町福代入り口、JRガード下の道路拡張またはう回路を整備すること。通学路であるにも関わらず歩道もなく児童生徒が歩けない状況が続いている。冬期はスリップ事故も多い危険な状況。（庄原市）

【現 状】

- ・ 当該箇所は、急峻な山地と福代川に挟まれた地形条件において、JR芸備線と立体交差する歩道のない急カーブ区間となっており、道路改良が必要となっている。
- ・ JRとの立体交差区間はJR橋脚が近接しており、道路改良方法の検討にあたっては、JRとの協議調整が必要となっている。

【対応方針】

- ・ 今後の財政状況や事業実施区間及び他路線の進捗状況を勘案しながら、整備手法や着手時期について検討していく。

【担当：土木建築局（道路整備課）】

【項目番号】土23 **重点項目**

- ・ 県道の道路照明灯を増設すること。（三原市）

【現 状】

- ・ 道路照明については、道路照明施設設置基準に基づき、交差点・横断歩道・橋梁等に設置している。

【対応方針】

- ・ 引き続き、適切に対応していく。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（教職員課）】

【項目番号】 教 1 **重点項目**

- ・ コロナ禍の中で、身体的距離の確保や学びの保障、教員負担軽減のために、小中学校で少人数学級（20人）を実施すること。（廿日市市）（庄原市）（海田町）（福山市）

【現 状】

- ・ 公立小中学校の学級編制及び教職員定数の標準については、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（いわゆる「義務標準法」）に定められており、基本的にはこれに準拠しているところである。
- ・ なお、臨時休業後の学校再開において、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策を支援するため、少人数指導以外の目的で加配した教員について、3密を避けるための少人数指導での活用を認めているところである。

【対応方針】

- 国に対して、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き、標準法の改正による少人数学級の導入を要望していきたい。
- なお、現在、文部科学省による令和3年度予算の概算要求において、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、予算編成過程で検討するとされており、引き続き国の動向を注視していきたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（学校経営戦略推進課，教職員課）】

【項目番号】教2

- ・ コロナを経験して、田舎暮らしが見直されている。小規模校の存続に、人的、財政的支援をすること。（庄原市）

【現 状】

- ・ 平成 26 年 2 月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づき、1 学年 1 学級規模の県立高等学校においては、市町や学校関係者などで構成する「学校活性化地域協議会」を設置し、学校の活性化策を検討・実施しながら、全校生徒数が毎年度 80 人以上となることを目指しているところである。
- ・ 地元市町や地域からは、通学費や寮費等の補助，公営塾の設置，学校 PR のための人員配置など，学校の活性化策に係る支援をいただいております。県教育委員会としても，関係課の職員が学校を訪問し必要な指導・助言を行うとともに，学校が実施する特色ある学習活動や部活動，県内外での学校広報などに要する費用などの支援を行っているところである。
- ・ また，1 学年 3 学級以下の高等学校に対し，教育活動の充実を図ることを目的として，専門性の高い教員が兼務校に出向いて授業を行う「授業交流」，生徒が相互の学校で部活動の練習を実施する「合同練習」及び複数校が合同で学校行事を開催する「合同事業」といった学校間の連携を進める事業を実施し，こうした取組に要する費用を措置しているところである。
- ・ 教職員の配置については，高校の教育環境や教育内容の充実を図るために，9 学級以下で県教委が必要と認める県立高等学校については，勤務時間制非常勤講師の配置や，1 学年 3 学級以下の県立学校については学校間の連携による加配教員の配置を行っているところである。

【対応方針】

- 県教育委員会として，引き続き，学校の更なる活性化や生徒数の確保に向けた取組を支援してまいりたい。
- なお，現状を超える教職員の配置による支援は財政上困難であるため，引き続き，現状の取組を継続できるよう努めていきたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（施設課）】

【項目番号】 教3 **重点項目**

- ・ 特別教室へのエアコン整備を進めること（廿日市市）

【現 状】

- 令和2年9月1日現在 文科省「公立学校施設の空調（冷房）施設の設置状況調査による特別支援教室の整備率
 - ・ 公立小中学校施設 38.9%（全国平均 55.5%（▲16.6ポイント））
 - ・ 公立高等学校施設 40.3%（全国平均 48.8%（▲8.5ポイント））
 - ・ 公立特別支援学校施設 98.5%（全国平均 84.4%（+14.1ポイント））

【対応方針】

- ・ 公立小中学校の空調設備の整備については、これまで普通教室が優先されてきた結果、令和2年9月1日時点で設置率が100%となったところであるが、各自治体の実情に応じ、設置が必要な特別教室等についても、国の交付金を活用するなどして整備を進めるよう、引き続き、市町教育委員会に働きかけていきたい。
- ・ 県立学校の特別教室の空調設備の整備については、騒音対策や、健康・衛生面の配慮が必要な教室など（音楽室、調理室、被服室など）において、（県費による）空調設備の整備を進めているところである。
- ・ 依然として厳しい財政状況にあり、財源も限られている中で、引き続き、予算確保に努め、必要な空調設備の整備について、着実に進めてまいりたい。
- ・ 県立高等学校等の普通教室の空調設備等については、本年5月以降、公費による空調設備を進めることとし、
 - ・ 普通教室等において空調未整備の学校については、夏季休業を終え、授業が始まるまでに、整備完了を行うとともに、
 - ・ P T Aなどにより空調設備を整備している学校においても、更新時期までは、P T A設備の空調を継続的に活用し、リース代や電気代を県費負担に切り替え、保護者負担の軽減を図ることとしたところである。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（施設課）】

【項目番号】 教4 **重点項目**

- ・ 現在、体育の授業では、運動場にミストシャワーを設置し、体育館に換気扇や扇風機をつけ、こまめに水分補給をして対応しているが限界がある。体育館は避難所にもあるので、エアコンが必要である。多額の設置費用に係るので補助をすること。（海田町）

【現 状】

- ・ 公立小中学校の体育館における空調設備の設置率は、令和2年9月1日時点で0.7%であり、全国平均を4.6ポイント下回っている。

【対応方針】

- ・ 公立小中学校の空調設備の整備については、設置者である市町の責任において進めるべきものであるが、県としても、各自治体の実情に応じ、設置が必要な体育館等についても、国の交付金を活用するなどして整備を進めるよう、引き続き、市町教育委員会に働きかけていきたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（学校経営戦略推進課，教職員課）】

【項目番号】教5

- ・ 小中学校の教員を増やし残業時間をゼロにして、学力が向上できる環境整備を急いでほしい。竹原市教委の働き方改革取組方針は、残業時間45時間をゼロにする3カ年の取組のみであり、実効性も疑問。（竹原市）

【現 状】

- いわゆる教員の残業時間に関しては、昨年12月の給特法の一部改正，本年1月の文部科学大臣による指針の告示により，正規の勤務時間及び限定4項目に基づく時間外勤務以外の勤務時間を含めて，在校等時間と定義され，その上限時間が示された。
- このことを受けて，本県において，本年3月に給特条例を一部改正し，「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」を制定するとともに，「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し，市町教育委員会に対しても通知したところである。
- 各市町教育委員会においても，市町立学校の教育職員の在校等時間の上限を定めるとともに，教育職員の在校等時間が上限時間の範囲内となるよう，学校における働き方改革の取組方針を定めるなどして，取組を進めている。
- 県教育委員会としては，市町立学校における働き方改革を支援するため，教員の業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置や，顧問の代わりに部活動指導を行う部活動指導員の配置に対する補助を行っているところである。

・ R2スクール・サポート・スタッフの配置

校種		学校数	当初配置校数	新型コロナウイルス感染症対策のための追加配置校数	
市町立	小学校 ^{※1}	県全体 ^{※2}	321校	50校	221校
		竹原市	9校	2校	5校
	中学校	県全体 ^{※2}	166校	49校	56校
		竹原市	3校	1校	2校

※1 義務教育学校含む

※2 広島市を除く

・ R2中学校における部活動指導員の配置に対する補助

市町	配置人数	配置校数
R2配置市町（9市町 ^{※3} ）	98人	60校
竹原市	2人	2校

※3 福山市，竹原市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，三原市，尾道市，府中市，三次市

共産党要望への対応（とりまとめ）

【対応方針】

- 小中学校における働き方改革や業務改善を進めていくため、県教委としては、これまで、市町教育長会議などを通じて、その意義や県の方針の説明、取組の好事例の紹介などを行ってきているところである。
- また、令和2年3月に「学校における働き方改革取組方針」を改定した際には、その内容を通知し、県の方針も参考にしながら、各学校の業務改善や働き方改革に向けた一層の取組の推進について依頼したところである。
- 県教委としては、引き続き、
 - ・スクール・サポート・スタッフの配置
 - ・部活動指導員の配置に対する補助など、必要な支援を行うとともに、小中学校における働き方改革推進（や長時間勤務の縮減）に向け、市町教育委員会と連携してまいりたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（教職員課）】

【項目番号】教6

- ・ 特別支援学級の最低基準を作り、専門的な指導者を配置すること。（東広島市）

【現 状】

- ・ 公立小中学校の学級編制及び教職員定数の標準については、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（いわゆる「義務標準法」）に定められており、基本的にはこれに準拠しており、特別支援学級の学級編制基準については、1学級の児童又は生徒の数を8人以下としているところである。

【対応方針】

- 特別支援学級の学級編制基準の引き下げについては、県単独財源による教職員の配置が必要となるため、財政上困難である。
- 国に対しては、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き、特別支援学級の学級編制の標準の引き下げについて要望していきたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（学校経営戦略推進課・特別支援教育課）】

【項目番号】教7

- ・ 現在市費で配置している支援員は財政的な制限があり、必要に足りる配置ができていない。県からの助成を検討してほしい。（廿日市市）

【現 状】

《特別支援教育支援員について》

公立小・中学校等において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行うため、特別支援教育支援員を配置することに要する必要経費については、地方財政措置により措置されている。

令和2年度においては、全国の小・中学校等に57,000人配置できるよう計画されており、各市町において、学習活動上のサポート等が必要な障害のある幼児児童生徒に対し、必要な人員を確保しているものである。

<特別支援教育支援員の配置に係る経費（小・中学校等人数）>

区 分	令和2年度	令和元年度
国	57,000人	56,600人
廿日市市	100人 (小71人, 中29人)	89人 (小64人, 中25人)

《スクール・サポート・スタッフについて》

- 県教育委員会では、国の補助事業を活用し、平成27年度から教員の事務的業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフを配置している。
- また、新型コロナウイルス感染症対策の強化により増加する教員等の業務をサポートすることを目的として、令和2年7月以降、人材確保や任用準備が整った学校から、順次、スクール・サポート・スタッフを追加配置しているところである。

・R2スクール・サポート・スタッフの配置

校種		学校数	当初配置校数	新型コロナウイルス感染症対策のための追加配置校数	
市 町 立	小学校 ^{※1}	県全体 ^{※2}	321校	50校	221校
		廿日市市	17校	3校	12校
	中学校	県全体 ^{※2}	166校	49校	56校
		廿日市市	10校	3校	5校

※1 義務教育学校含む

※2 広島市を除く

共産党要望への対応（とりまとめ）

【対応方針】

《特別支援教育支援員について》

各市町教育委員会に対し、国の制度について周知を図るとともに、必要に応じ、校内の支援体制の整備等についても指導、助言するなど、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒の教育環境の整備について、引き続き支援してまいりたい。

《スクール・サポート・スタッフについて》

- スクール・サポート・スタッフの配置については、国の動向等を注視しつつ、令和3年度以降も、引き続き、必要な予算の確保等に努めてまいりたい。
- なお、廿日市市立小中学校については、令和2年7月以降は、国の配置基準である6学級以上の学校全てに、各校1名ずつSSSを配置しているところである。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（学校経営戦略推進課）】

【項目番号】 教8 **重点項目**

- ・ 県立神辺旭高校の教室にロッカーがなく、荷物を置くことができず重い荷物を生徒が毎日持って通学している。生徒の体に負担になっているので、教室にロッカーのない教室にはロッカーを設置してほしい。（福山市）

【現 状】

- ・ 当該校の普通教室は、70㎡（7.8m×9m）と狭く（体育科は90㎡〔9m×10m〕）、40人の生徒が着席すると、ロッカーを設置するスペースがないため、教室後ろの白板の下に体育館シューズ袋等がかけられる生徒用のフックを設置している。
- ・ 生徒は、鞆を机横のフックにかけているか、机横の床に置いている状況である。
- ・ 教室にロッカーを設置するスペースがないため、教室内への設置は困難であるが、廊下への設置については、学校が優先順位をつけ、学校予算の範囲内で設置することは可能である。
- ・ 各学校の予算（運営費）については、標準額の範囲内で校長裁量により編成し、学校からの節間流用協議により、年度途中においても、予算の範囲内で必要な予算節の令達は可能としているところである。

【対応方針】

- 教室のロッカーなど学校の設備・備品については、校長が県の予算を活用しながら計画的・効率的に購入・配置するものであり、県としても、学校の要望等を踏まえ、毎年、備品購入のための予算等を措置しているところである。
- 今回、要望のあった内容については、当該校に伝えるが、限りある予算内で優先順位の高いものから予算執行することから、早急な対応は困難な場合も考えられる。
- 県教育委員会としては、今回の要望を受け、当該校のみに別途予算措置することは難しいが、引き続き、学校の要望等を聴きながら適切な予算措置・執行に努めてまいりたい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：教育委員会（施設課）】

【項目番号】教9

- ・ 県立明王台高校のエアコンをフル稼働したらブレーカーが落ちる。思うように使用出来ないと情報提供があった。エアコンの使用実態を調査して改善すること。（福山市）

【現 状】

上記に関し、令和2年9月2日(火)午前10時40分、辻県議会議員から、電話をいただき、(直ぐ)学校に確認した。

確認結果としては、

- ・ ブレーカーではなく、デマンド制御の機械によって、一部のエアコンの制御が余儀なくされていることが判明した。

【対応方針】

- ・ 原因としては、24℃設定の普通教室で全ての空調を稼働している状態で、コロナウイルス感染症対策の観点から、1時間に1回、普通教室の窓を全開した場合、外気の流込みによって、教室の気温が上がり、これにより、空調稼働が増加し電気料がデマンド設定の電氣量まで増加、その結果、デマンド制御がかかる結果となったとのことであった。
- ・ 学校においては、少しでも経費削減に取り組んでいただいているが、福山明王台高校では、電気料を節減するために、デマンドの制限をしていたと聞いている。
- ・ 学校では、この対策として、一部のエアコンの制御や、デマンド制御の設定の上限数値を緩和するなど全体のエアコン全体がストップすることを減らすよう対応している。

- ・ 業者報告によると、空調の効き目が悪いことについては、室外機3台の間隔が狭く、熱を持ち易いことも原因として考えられるとのことであった。引き続き、原因を精査し、対応を検討していきたい。
- ・ また、エアコンの稼働に伴う電氣設備の整備については、適切に対応したい。

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：警察本部（交通規制課）・土木建築局】

【項目番号】 警 1 重点項目
<ul style="list-style-type: none">・ 道路の停止線、センターライン等の消えかかったラインを早期に改善すること。（廿日市市）（福山市） → 土木建築局・ 消えた横断歩道の舗装や、横断歩道の塗り替えのための予算措置をすること。（海田町）・ 信号機設置、横断歩道の白線についての予算を大幅に増やすこと（府中町）・ 信号機の新設や白線、法面の草刈など県民の安心な日常生活を保障する維持管理予算を拡充すること。（広島市） → 「法面の草刈」については土木建築局・ 県道、国道のセンターラインや横断歩道の線、停止線などの道路標示が消えていて大変危険な状態にある。また、路面も傷みが目立ち、歩行にも危険な箇所がある。対処していただきたい。（府中市） → 「路面の傷み」については土木建築局
【現 状】 <ul style="list-style-type: none">・ 交通安全施設整備費の令和2年度当初予算額は、前年度対比で約1億4千7百万円増の約23億3千3百万円となっており、耐用年数を超える信号制御機や道路標示の摩耗など老朽化への対策が喫緊の課題となっていることから、横断歩道の塗り直しなどの予算を増額している。・ 信号機の新設については、10年間（平成22年度～令和元年度）で150基を新設しており、令和2年度には6基の整備を予定している。
【対応方針】 <ul style="list-style-type: none">・ 道路標示の改善については、通学路や幹線道路に設置された箇所を優先的に行い、より効果的・効率的な道路標示の整備に努める。・ 信号機については、既存施設の維持・管理にも配慮しつつ、地域の皆様の設置要望等を勘案の上、必要性・緊急性を考慮し、計画的に整備を進める。

【担当：警察本部（交通規制課）】

【項目番号】 警 2
<ul style="list-style-type: none">・ 死亡事故多発の県道尾道三原線の中之町ファミリーマート付近へ信号機を設置すること。（三原市）
【現 状】 <p>県道尾道三原線における、信号機の設置については、平成15年以降から4基（委任替え含む。）が設置されている。</p> <p>要望箇所から直近の信号機は、北東約580m先に設置された「中之町小学校前交差点」となる。</p>
【対応方針】 <p>信号機の設置については、交通事故の発生状況や車両台数等の交通実態をはじめ、信号機の設置効果等を踏まえるとともに、他の対策による代替が可能か否か勘案の上、設置の必要性を検討していく。</p>

共産党要望への対応（とりまとめ）

【担当：警察本部（交通規制課）】

【項目番号】 警3

- ・ 円一皆実線の皆実県営住宅付近への信号機の設置で、通学時の児童生徒や高齢者の安全確保をすること。（三原市）

【現 状】

平成20年6月に信号機によらない道路整備で、三原市と協議済みとなる。

なお、当時は平成29年4月供用開始予定であった。

要望箇所から直近の信号機は、西方約270m先に設置された「三原大橋北詰交差点」となる。

【対応方針】

信号機の設置については、交通事故の発生状況や車両台数等の交通実態をはじめ、信号機の設置効果等を踏まえるとともに、他の対策による代替が可能か否か勘案の上、必要性を検討していく。